する。

業種業態に適した内容にす

である場合、人事諸制度も マネジメントの追求が目的

ることが必要だ。

例えば、

業再編時の人事課題を解説

いくつかの課題が残る。 分割の目的達成の観点から

まず、業種業態に適した

今回は「分割」による事

## 企業力アップ! マネジメント講座

行うことが可能だ。 続きをとらずに事業分割を

労働契約承継法

## M&Aにおける人事管理

員が別の企業に転籍するこ に人事の統合が行われる。 法であり、いずれも分割後 割事業の権利義務を移す方 分割とは、既存の企業に分 権利義務を移す方法。吸収 新設した企業に分割事業の 割」がある。新設分割とは、 は「新設分割」と「吸収分 なった。事業分割の方法に 雕独立、事業売却等である。 莱種業態に適したマネジメ らり会社分割制度が整備さ ノトの追求、成長事業の分 2001年の商法改正に 事業分割の主な目的は、 事業分割では、一部の社 事業分割が行いやすく

> 社員のモチベーションを高 給と変動給の割合を変えて 有の要件を反映する、 価基準や昇格基準に業種特 採用の競争力を高める、

固定

評

## 労働契約承継法(会社分割 業分割後に制度整備

の交渉で障害となることも 更できないことが売却先と する場合、人事諸制度を変 また、事業売却を目的とめる、等の工夫である。

施策が必要だ。 型の賞与制度の導入など、 教育制度の整備、業績連動 種業態に適した勤務体系や た抜擢昇格制度の導入、業 分割前には実現できなかっ を強化することだ。例えば、 分割後の明確な事業ビジョ ことは可能だ。ポイントは、 らば、会社分割制度を活用 てよかった」と実感できる 分割された社員が「移籍し ンと社員のコミットメント して人事諸制度を変更する 社員の同意を得られるな

前の労働条件を包括的に承 関する法律)に従って分割

個別同意の手

に伴う労働契約の承継等に

くことも必要となる。 けの登用制度を整備してお よう、グループ会社間のロ ャリアの選択肢を狭めない 規模が小さくなるため、 ーテーションや幹部人材向 (クレイア・コンサルティ また、事業分割後は企業

新設分割

分割

## 用した事業分割の場合は、 なるが、会社分割制度を活 従業員の個別同意が必要と とになる。通常、転籍には ある。 働市場水準に合わせて中途給与水準を職種別の外部労

事業分割時の人事諸制度 による分割手続きは、 B社(新設) B社に 承継 A 人事諸制度 C社(既存) 事業 吸収 C人事諸制度 C社に 承継 A 人事諸制度

ディレクター 桐ケ谷優)

新設分割

A社

A 人事諸制度

A社

吸収分割